

防人1第3370号
12. 5. 30

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

事 務 次 官

内部部局の所在する施設（市ヶ谷地区）において掲揚する国旗について
（通達）

標記について、下記のとおり定められ、実施することとされたので通達する。

記

市ヶ谷地区においては、縦 1.720メートル、横 2.580メートルの寸法の国旗を通常
掲揚する。